

ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）

（素案）

令和3（2021）年〇月

広島県

目 次

第1章 総論

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 対象	2
5 広島県のDV対策の現状	2
6 特に注力していく施策の方向等	16
7 将来にわたって目指す社会像	17
8 DV防止法のフローチャート	19

第2章 施策の柱と取組の方向

施策の柱Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援	20
1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保	21
施策の柱Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止	23
1 若年層からの教育・啓発の充実	24
2 DV防止に向けた啓発の推進	25
施策の柱Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備	26
1 地域での暴力被害の早期発見・相談	27
施策の柱Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進	29
1 保護体制の強化による安全・安心の確保	30
2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	31
3 加害者対応に向けた取組の充実	32

資料編

- ・ 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）
検討会委員名簿
- ・ 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議設置要綱
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
（概要）

用語解説

1 策定の趣旨

暴力は、どのような理由があろうとも、誰に対しても決して許されるものではありません。しかしながら、配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）は、家庭内などの閉鎖的環境で生じるため周囲が気づきにくく、被害が潜在化、深刻化しやすい特性があるとともに、多くの加害者には罪の意識が薄く根絶のためには多くの障壁が残されています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭、家族が近親者や地域社会から疎外された状態におかれる社会的孤立化や、新型コロナウイルス感染症^{*}の影響による在宅時間の増加など生活環境の変化がDVの発生リスクを増大させているといわれています。

さらに、近年の児童虐待^{*}死亡事例の分析結果によると、実母がDVを受けていた経験がある事例が2割近くに達しており、被害者は加害者に対する恐怖心から子供への暴力を制止できなかつたり、DVによるストレスから被害者自身が子供に強く当たり虐待の当事者になってしまうこともあるなど、児童虐待とDVは密接な関係にあることが分かっています。

このような状況を受け、令和元（2019）年6月には、DV対応と児童虐待対応の連携強化に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が一部改正されました。

県では、平成14（2002）年に婦人相談所^{*}を配偶者暴力相談支援センター^{*}として位置付けるとともに、平成17（2005）年のこども家庭センター^{*}開設にあわせ児童相談所^{*}と婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）の機能統合を図り、県内3か所のこども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけDV対策の強化を図りました。

また、DVが身近にある重大な人権侵害であることを認識し、DVを容認しない社会を実現するため、平成18（2006）年6月には、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を、平成23（2011）年8月には第2次計画、平成28（2016）年8月には第3次計画を策定し、これらの計画に基づいて、関係機関と連携しながら、DVの未然防止や被害者からの相談、保護、自立支援などの総合的な施策を推進してきました。

このたび、第3次計画が令和2年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理し、DV防止法の改正や社会情勢の変化を踏まえ、今後必要なDV対策の取組の方向について示すため「第4次計画」を策定します。

《配偶者や交際相手からの暴力（DV）》

DV防止法上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含み、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含まれます。

加えて、この計画においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象とします。

「暴力」とは、DV防止法の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指します。

2 計画の位置づけ

- (1) DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、県における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す計画です。
- (2) 「わたらしい生き方応援プラン」(広島県男女共同参画基本計画(第5次))(計画期間 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで)の関係分野を着実に進める施策を具体的に示す計画です。
- (3) 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における「子供・子育て」「地域共生社会」に掲げる目指す姿との整合性を図ります。

3 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

4 対象

DVの被害者と加害者及びかれらを取り巻く社会のすべての構成員

5 広島県のDV対策の現状

(1) 県及び市町の相談状況

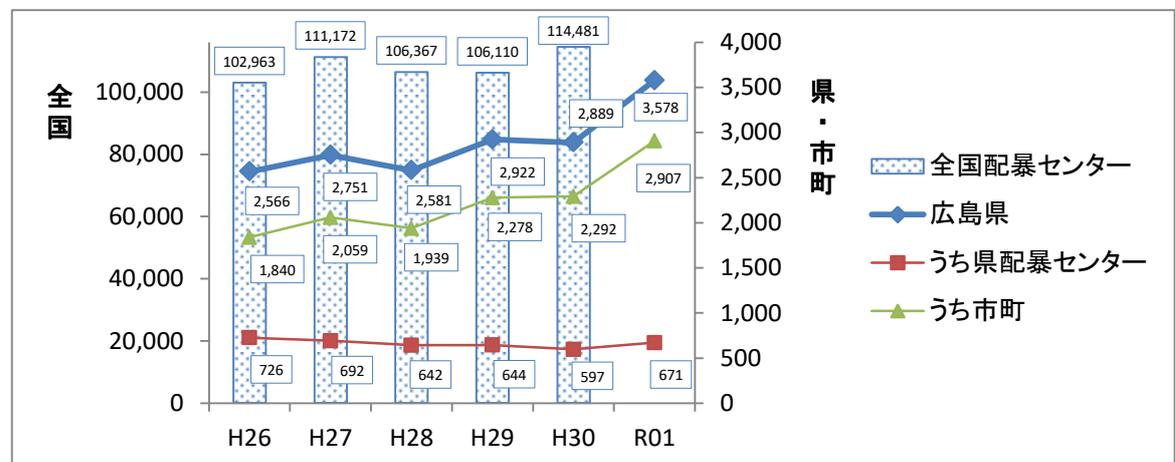
① 相談窓口

被害者からの相談については、県では、県内3か所のこども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、市町、警察等の関係機関と連携しながら対応しています。また、平成25(2013)年度から全ての市町でDV被害者の相談窓口が設置され相談対応が行われています。

② 相談件数

県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移は、全国の配偶者暴力相談支援センターと同様でほぼ横ばいですが、市町の相談件数は増加傾向にあります。

グラフー1 婦人相談件数(うち暴力逃避に係るもの)の推移 (件)

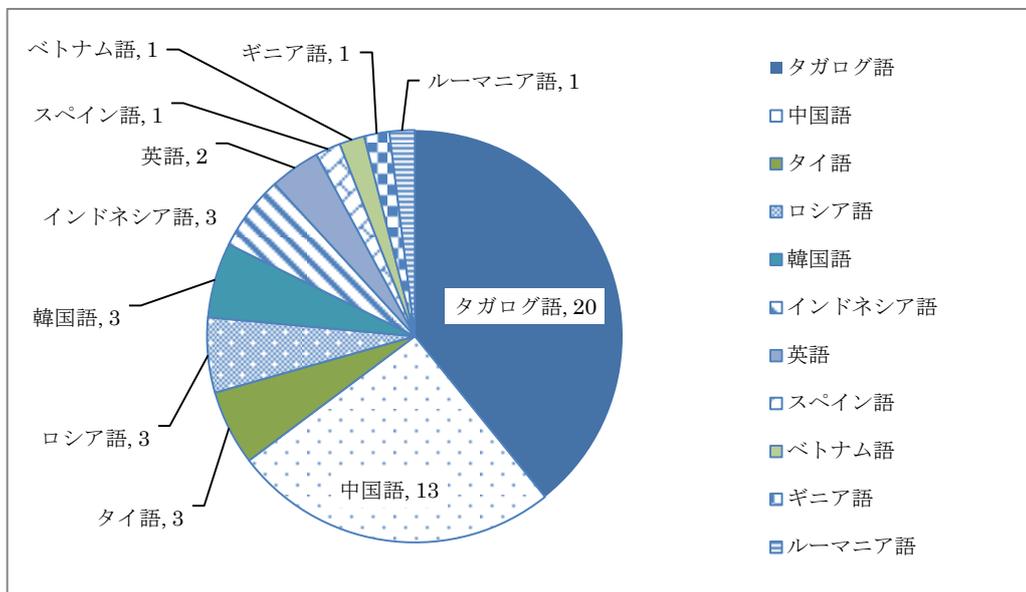
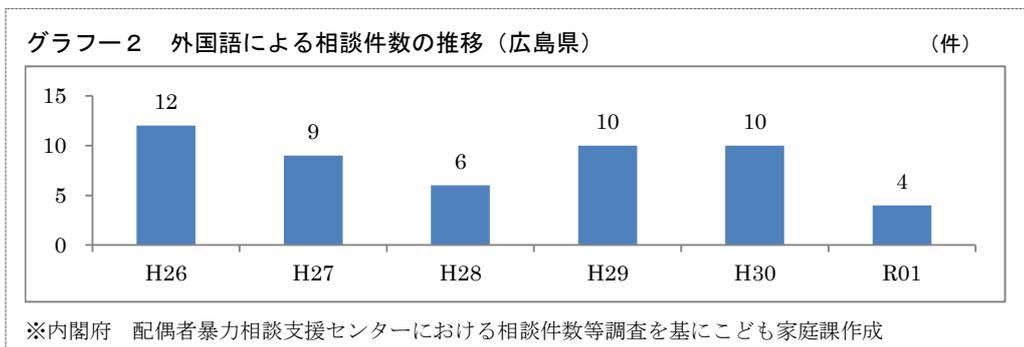


※全国：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 内閣府調べ、県・市町：婦人相談件数 こども家庭課調べ

③ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況

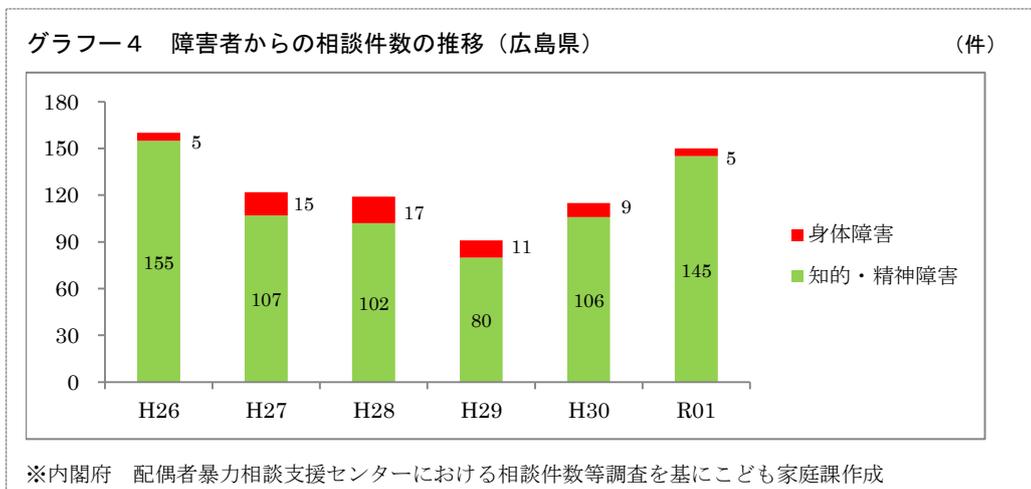
ア 外国語相談

県内の配偶者暴力相談支援センターで、外国語相談に応じるケースは、毎年 10 件前後あります。タガログ語、中国語を使用する相談者が多く、タイ語、ロシア語、韓国語、インドネシア語、英語を使用する相談についても、直近6年間で複数のケースがあります。その他、スペイン語、ベトナム語、ギニア語、ルーマニア語など、多岐に渡る外国語相談があり、言語に応じた外国語通訳者を確保して、相談対応を行っています。



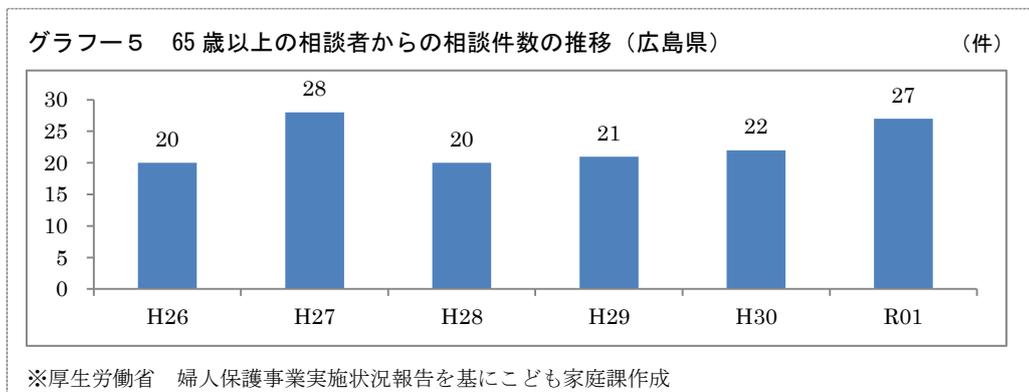
イ 障害者からの相談

障害者からの相談については、身体障害に比べて知的・精神障害のある方からの相談が多く、特に精神障害のある方からの相談の割合が高い傾向があります。



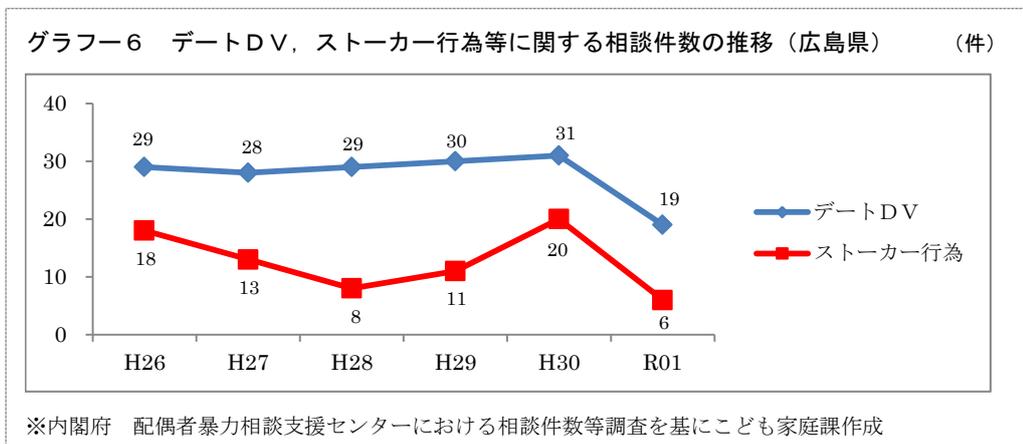
ウ 高齢者からの相談

65歳以上の方からの相談は、毎年20～30件程度あり、そのうち数件は一時保護に至っており、日常生活上の介助が必要なケースもあります。



エ デートDV*に関する相談

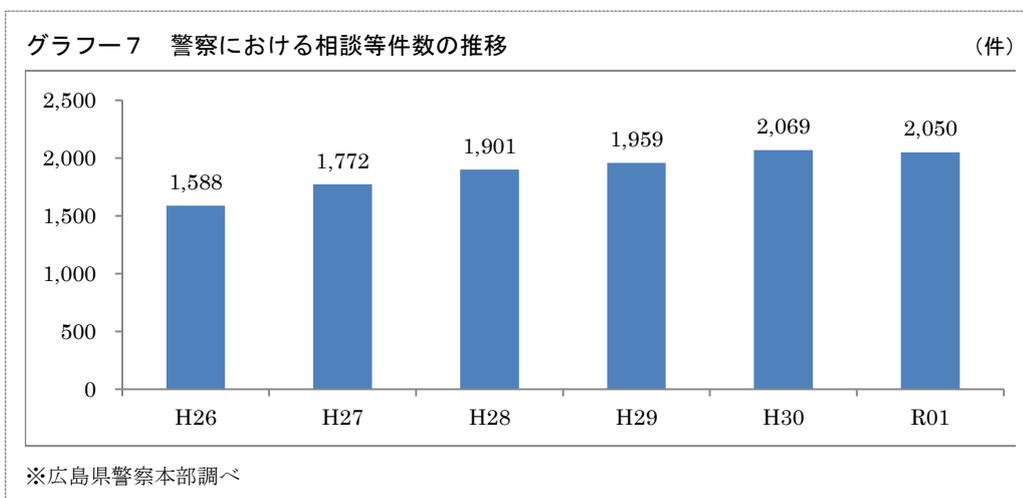
デートDVに関する相談，ストーカー行為等に関する相談について，令和元（2019）年度は相談件数が減少しています。平成30年度までは，デートDVでは30件，ストーカー行為等では10～20件程度の相談件数で推移しています。



(2) 警察等における相談状況

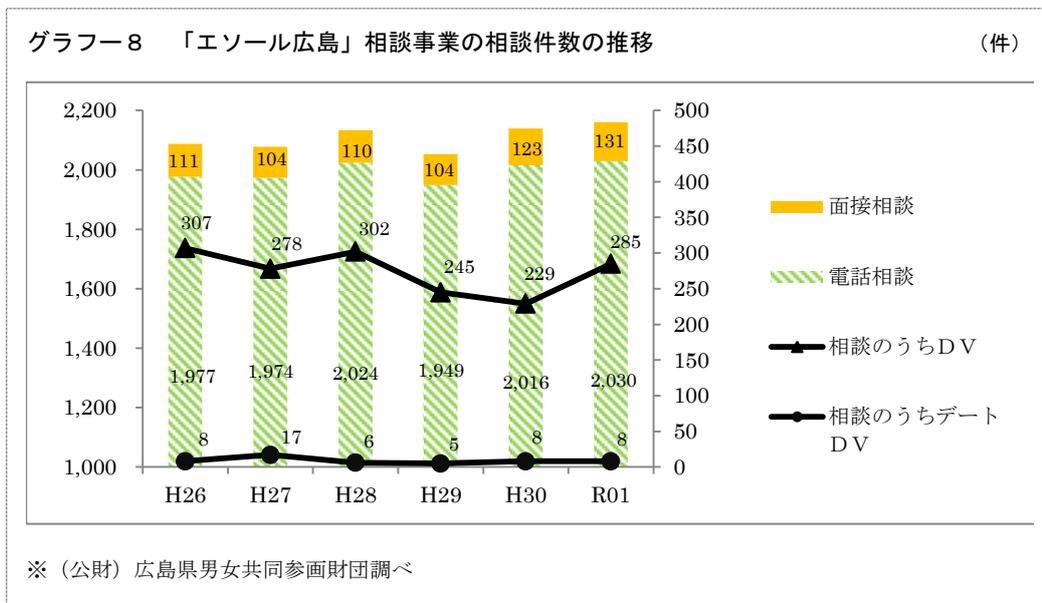
① 警察のDV相談等件数

警察における相談等件数は高止まりし，近年では，2,000件前後で推移しています。



② 「エソール広島※」への相談件数

公益財団法人広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に寄せられた相談は、2,000件超で推移しており、このうちDVに関する相談が10%～15%を占めています。少数ではありますが、デートDVに関する相談も寄せられています。

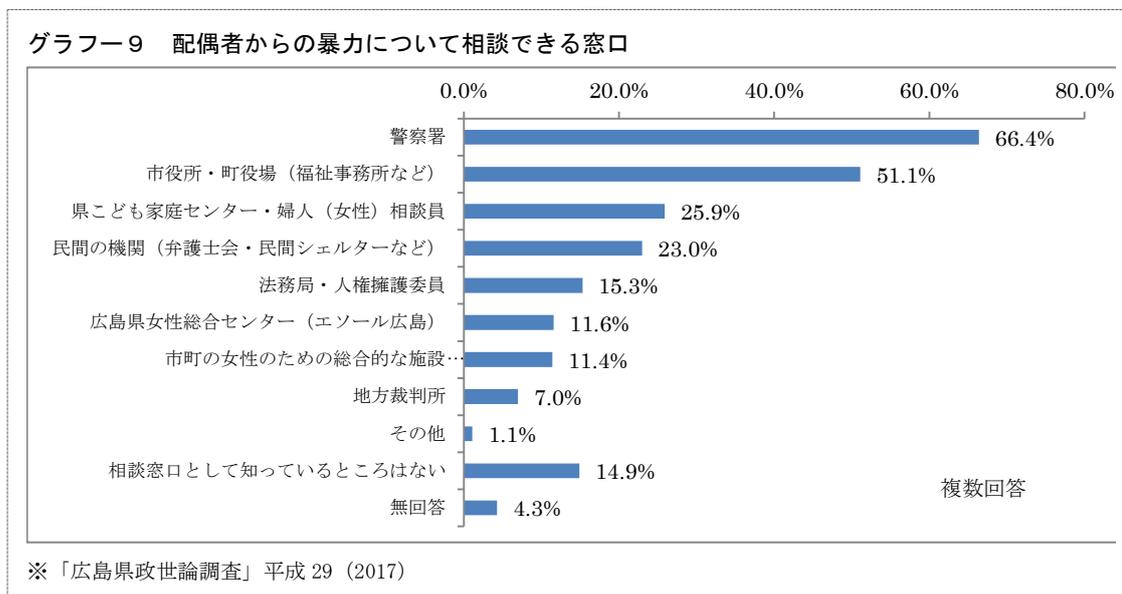


(3) DVに対する意識の状況等

① 相談窓口の認知

配偶者からの暴力について相談できる窓口としては、「警察署」を挙げる人が最も多く、「市役所・町役場(福祉事務所など)」がこれに次いでいます。

また、14.9%の人が「相談窓口として知っているところはない」と回答しています。

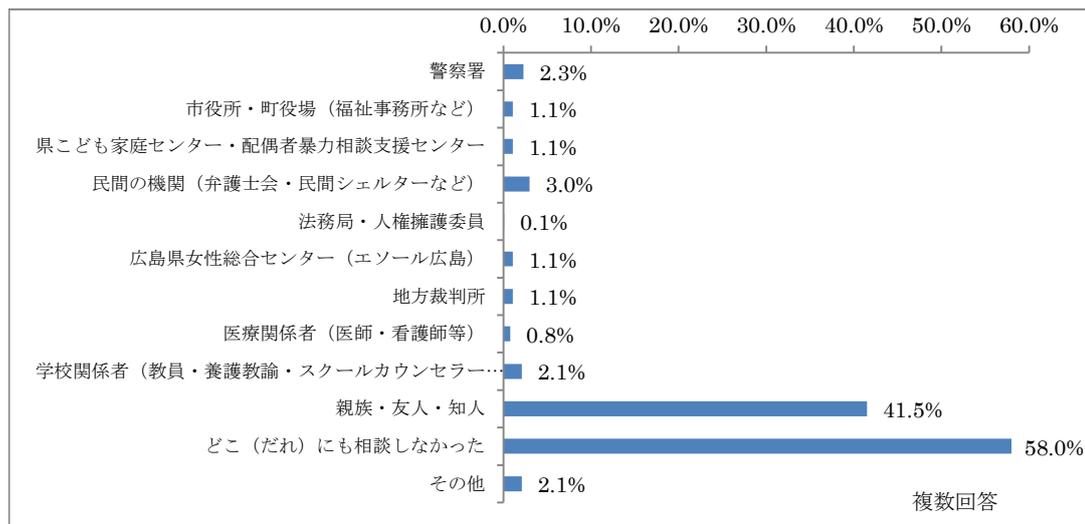


② DVを受けた場合の相談、対応等

ア 暴力を受けたことがある人の相談先

配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあると答えた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が 58.0%、「親族・友人・知人」に相談した人は 41.5%となっています。

グラフー10 暴力を受けたことがある人の相談先

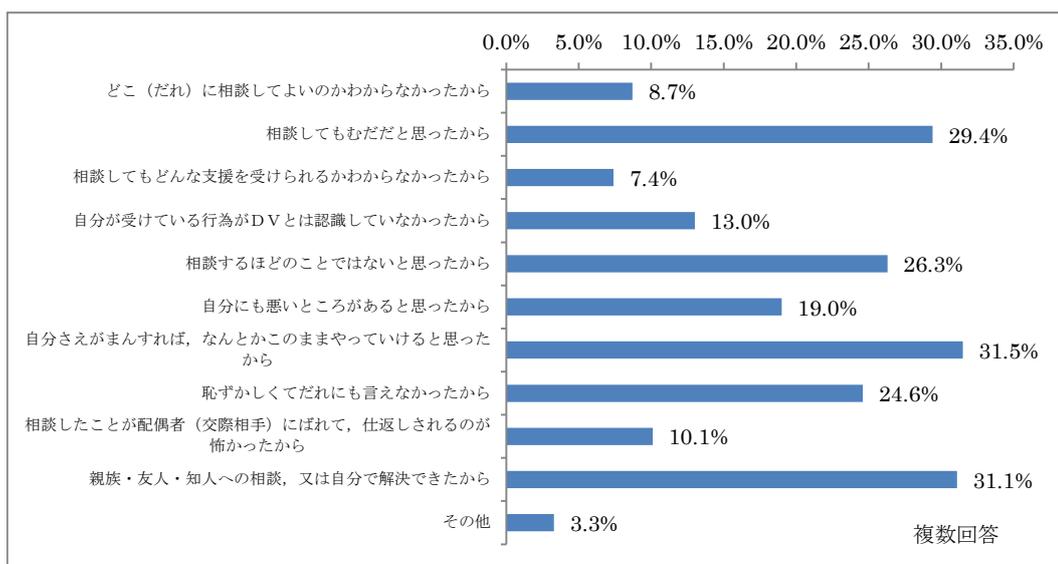


※「広島県政世論調査」令和2（2020）

イ 公的機関に相談しなかった理由

「親族・友人・知人への相談, 又は自分で解決できたから」と回答した割合が 31.1% あるものの, 「自分さえがまんすれば, なんとかこのままやっていけると思ったから」「相談してもむだだと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」との回答も 3 割程度あります。また, 「どこ (だれ) に相談してよいかわからなかったから」と回答した人が 8.7% います。

グラフー11 公的機関に相談しなかった理由

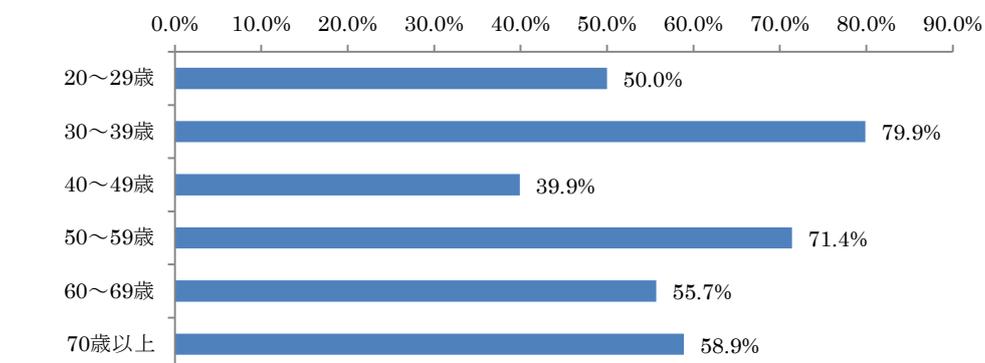


※「広島県政世論調査」令和2 (2020)

ウ 相談しなかった人の属性

DVを受けたことがある人のうち, 「相談しなかった人」の属性を見ると, 30~39歳が最も多く, 次いで50~59歳, 70歳以上と続いています。

グラフー12 相談しなかった人の属性



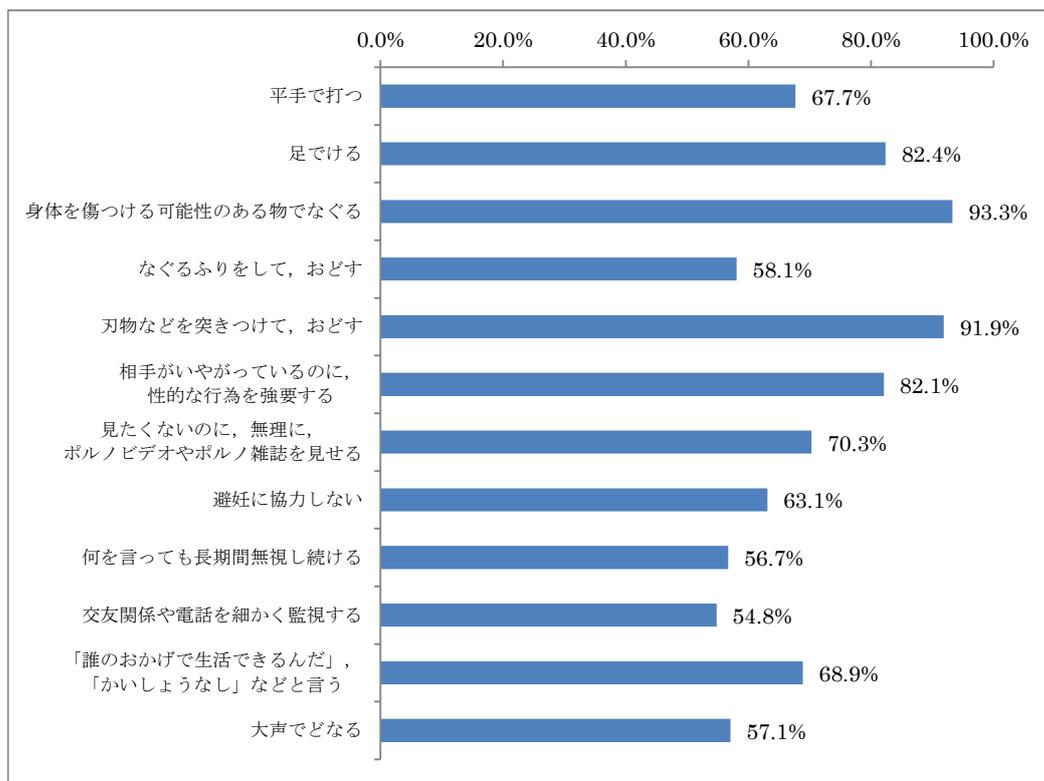
※「広島県政世論調査」令和2 (2020)

③ DVに対する県民（満18歳以上）の意識

夫婦間やパートナー間での暴力について、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した割合が特に高かった項目は、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」「刃物などを突きつけておどす」「足でける」「相手がいやがっているのに性的な行為を強要する」となっています。

一方で、「交友関係や電話を細かく監視する」「何を言っても長期間無視し続ける」「大声でどなる」「なぐるふりをしておどす」については、6割に達していません。

グラフー13 配偶者やパートナーからの行為についての暴力としての認識
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合



※「広島県政世論調査」平成29（2017）

(4) デートDVの状況

① デートDVによる被害状況

NPO法人が行ったデートDVに関する実態調査では、交際経験がある人のうち、交際相手からの暴力被害経験がある人が4～5割に達するという結果が出ているものもあり、10代初めのうちから暴力被害経験がある子供もいます。

表—1 交際経験がある人のうち交際相手からの被害経験の項目数
(身体的暴力、精神的暴力などの30項目)

	1個	3個以上	5個以上	10個以上	20個以上
12～15歳	52.1%	32.9%	19.2%	8.2%	1.4%
16歳	47.8%	28.0%	17.4%	5.0%	0.6%
17歳	43.0%	24.3%	14.0%	5.6%	2.8%
18歳	43.6%	25.5%	15.2%	8.5%	1.2%
19歳	39.6%	23.4%	14.3%	6.4%	1.1%
20歳以上	48.8%	28.5%	16.3%	4.9%	1.6%

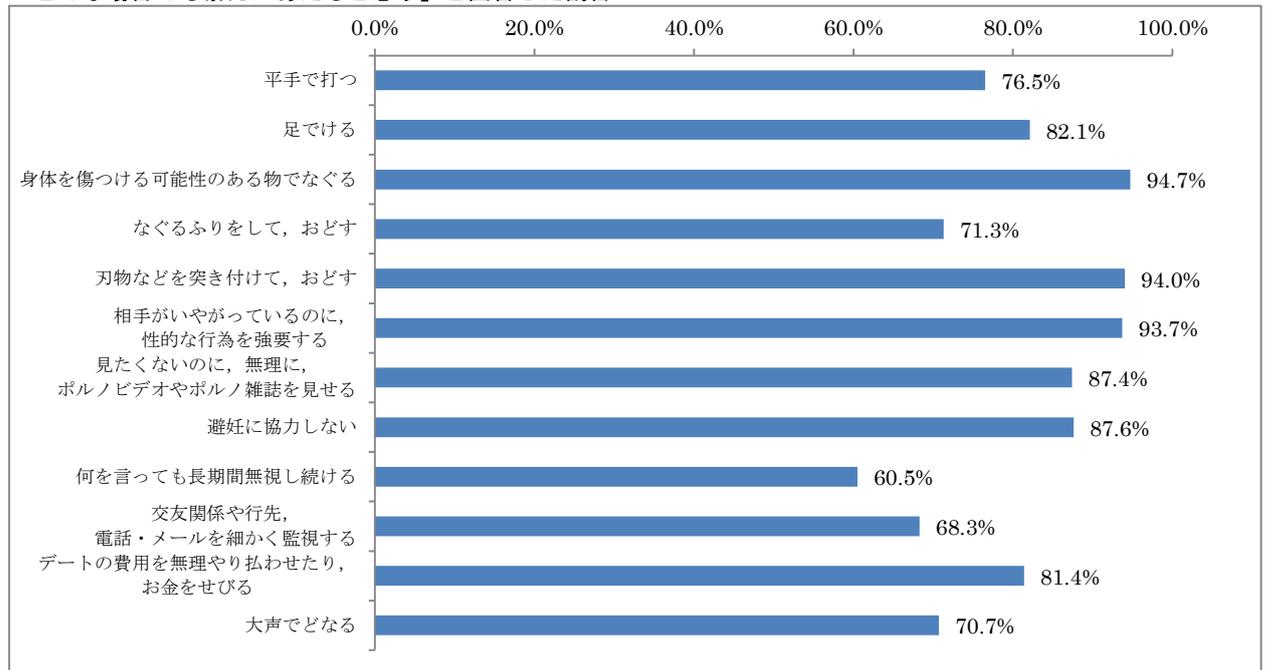
※NPO法人エンパワメントかながわ「全国デートDV実態調査報告書」平成29(2017)3月

② 若年層（高校生等）の暴力に対する意識

暴力に対する認識率は、年々向上していますが、認識率の高い項目でも、依然として暴力にあたらない場合があると考える人も一定程度います。

「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」「刃物などを突き付けておどす」等の身体的暴力、「相手が嫌がっているのに、性的な行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力、「デートの費用を無理やり払わせたり、お金をせびる」等の経済的暴力と比べて、「何を言っても長期間無視し続ける」「交友関係や行先、電話・メールを細かく監視する」等の精神的暴力の認識率が低い傾向があります。

グラフー14 交際相手からの行為についての暴力としての認識
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合



※広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査」高校生等 令和2（2020）3月

③ 予防講座

デートDVに関する予防講座を実施している高校では、それ以外の高校と比べて全体的に暴力に対する認識率が高く、特に精神的暴力に対する認識率が高くなっています。

表ー2 「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合（R元）

	身体的暴力	性的暴力	経済的暴力	精神的暴力
予防講座実施校 (5校)	86.2% (79.7%)	91.7% (84.9%)	88.4% (78.9%)	76.5% (64.3%)
それ以外 (104校)	83.6% (77.9%)	89.4% (85.9%)	81.0% (76.8%)	66.0% (59.2%)

※広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査」高校生等 令和元(2019)3月(カッコ内は平成28(2016))

(5) 一時保護※の状況

被害者及び同伴する家族に緊急避難が必要な場合は、西部こども家庭センターが一時保護を決定しています。また、被害者の一時保護の委託先として、社会福祉施設5か所及び民間シェルター2か所を確保しています。

被害者の一時保護の決定は24時間体制で行っており、一時保護中は、被害者の心身の健康状態等を観察し、一時保護担当職員、婦人相談員等が必要な支援を行っています。加害者からの追跡がある場合には、被害者の身の安全を確保するため、必要に応じて、所轄警察署へ連絡するなどの対応を行っています。

DV相談件数は、増加傾向にありますが、一時保護件数は減少傾向にあります。

一時保護の状況を見てみると、全体の7割程度の人が20歳代、30歳代であり、子供同伴で一時保護される人が全体の6割以上を占めています。また、同伴児童の6割以上が乳幼児です。

表—3 一時保護の状況 (人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護件数 (実人員)	95 (89)	97 (79)	86 (72)	92 (86)	92 (79)
夫等の暴力による	70(73.7%)	75(77.3%)	58(67.4%)	70(76.1%)	63(68.5%)
20歳未満	0(0.0%)	0(0.0%)	3(5.2%)	2(2.9%)	0(0.0%)
20歳代	20(28.6%)	18(24.0%)	18(31.0%)	20(28.6%)	20(31.7%)
30歳代	23(32.9%)	27(36.0%)	16(27.6%)	24(34.3%)	22(34.9%)
40歳代	18(25.7%)	19(25.3%)	14(24.1%)	12(17.1%)	16(25.4%)
50歳代	5(7.1%)	4(5.3%)	5(8.6%)	5(7.1%)	2(3.2%)
60歳以上	4(5.7%)	7(9.4%)	2(3.4%)	7(10.0%)	3(4.8%)
世帯構成の状況					
単身	26(36.1%)	30(40.0%)	22(37.9%)	25(35.7%)	24(34.3%)
母子	46(63.9%)	45(60.0%)	36(62.1%)	45(64.3%)	46(65.7%)
同伴児の 年齢の状況	88	80	62	86	90
乳幼児	57(64.7%)	51(63.8%)	43(69.4%)	56(65.1%)	57(63.4%)
小学生	19(21.6%)	28(35.0%)	17(27.4%)	19(22.1%)	23(25.6%)
中学生	4(4.5%)	1(1.3%)	2(3.2%)	6(7.0%)	6(6.7%)
その他	8(9.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	5(5.8%)	4(4.4%)

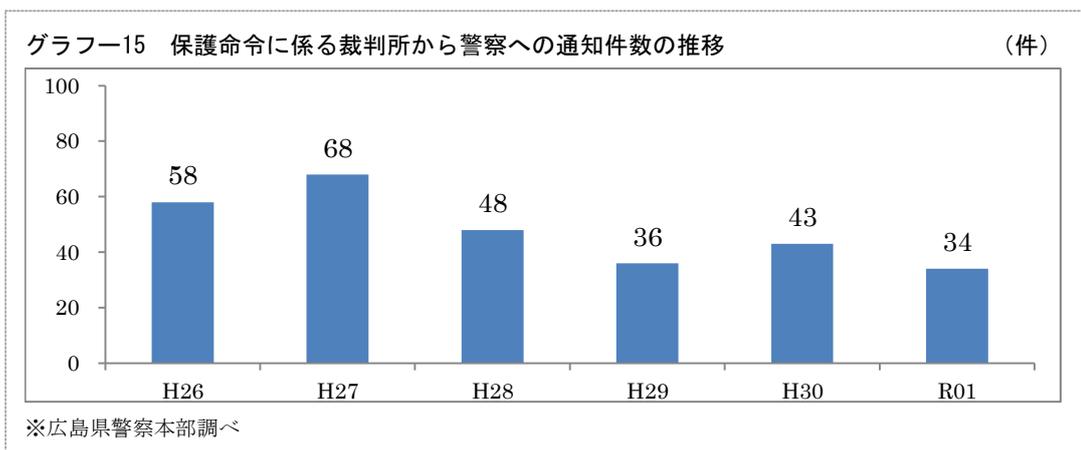
※こども家庭課調べ

(6) 保護命令の状況

配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対して、「被害者への接近禁止」「被害者の子への接近禁止」「被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去」等を内容とする命令を発する保護命令制度*が整えられています。

配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令制度の利用について、被害者に情報提供や助言を行うとともに関係機関への連絡等を行っています。西部子ども家庭センターが行う一時保護期間中に保護命令の申し立てをする被害者に対しては、必要な助言を行うとともに、地方裁判所への同行支援を行っています。

保護命令が発令された場合、警察は被害者に対する保護対策を推進する一方、加害者に対して保護命令の内容を認識させるとともに遵守するよう指導・警告を行っています。また、保護命令違反が生じた場合は、適時適切な検挙措置を講じます。



(7) 被害者の自立支援の状況

① 一時保護解除後の状況

一時保護解除後に、施設等に入らず、帰宅、帰郷等で地域に戻る人が半数以上に上っています。また、一時保護解除後に1割程度の人は、同じ年度中に再び一時保護を受けています。

表—4 一時保護解除後の状況 (件)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護解除件数	72	75	58	63	69
帰宅	9(10.2%)	20(26.7%)	8(13.8%)	12(19.0%)	14(20.3%)
帰郷・自立	21(23.9%)	24(32.0%)	21(36.2%)	25(39.7%)	21(30.4%)
婦人保護施設	7(8.0%)	6(8.0%)	2(3.4%)	4(6.3%)	4(5.8%)
母子生活支援施設	9(10.2%)	13(17.3%)	11(19.0%)	8(12.7%)	15(21.7%)
その他	26(29.5%)	12(16.0%)	16(27.6%)	14(22.2%)	15(21.7%)

※こども家庭課調べ

※婦人保護施設：

DV被害や生活の困窮などの問題を抱えている女性と同伴児等の保護、自立のための支援を行う施設

母子生活支援施設：

生活上の問題を抱えた母子家庭など、児童を養育している母を子供とともに保護し自立を促進するための支援を行う施設

表—5 一時保護件数（「帰住先なし」等暴力によるもの以外も含む） (件)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護件数	95	97	86	92	92
うち、複数回保護された件数	6	18	14	6	13

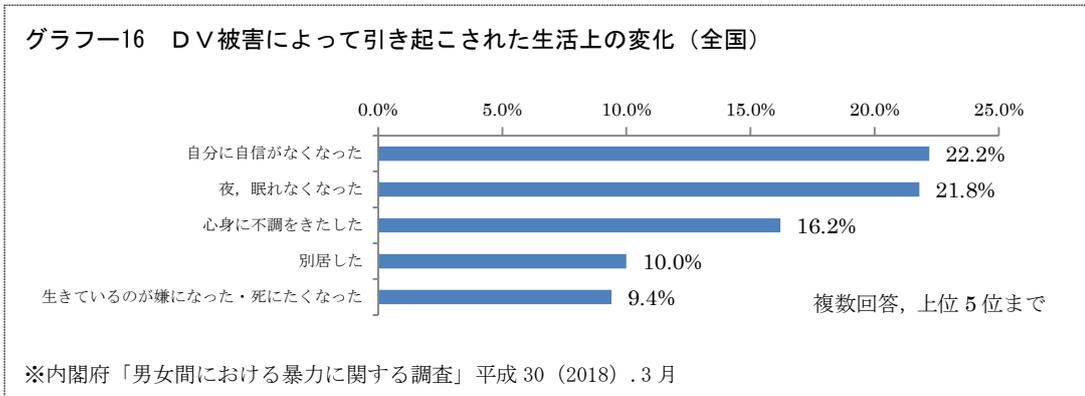
※こども家庭課調べ

② DV被害による生活上の変化

国の調査によると、DV被害によって引き起こされた生活上の変化として、「自分に自信がなくなった」「夜、眠れなくなった」「心身に不調をきたした」といった回答が上位を占めており、DVによる心身のダメージが被害者の自立の促進への阻害要因となっていることがうかがわれます。

自己肯定感の低下、不眠等の心身のダメージは被害者本人だけではなく、同伴する子供にも深刻な影響を及ぼし、回復には親子の心理的ケアを含め中・長期的な支援を要すると言われてしています。DV家庭で育つ子供の心身への影響についても知見が積み重ねられており、親とともに十分なケアの機会がなければ、成長後、DV家庭で暴力による問題解決を学習した子供がDVの被害者または加害者になったり、自らの子供を虐待してしまう世代間連鎖*を起こす可能性があるとも言われています。

このような中、一時保護解除後に、施設等に入所することなく、地域に戻った被害者を見守り、心身のダメージの回復を支援する体制は充分とは言えない現状です。



（8） 面前DV※の状況

子供が同居する家庭におけるDVは、児童虐待（心理的虐待）に当たるとされています。DVは、子供の成長にとって大切な安全・安心を脅かし、子供の心や身体に様々な影響を与えるといわれています。

県内の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、うち、面前DVによる相談件数は約3割を占めています。面前DVによる相談件数は増加傾向にあります。

表—6 児童虐待相談対応件数 (件)

	H28	H29	H30	R01
相談件数	3,480	3,678	4,019	4,518
前年比	1.13	1.06	1.09	1.12
うち 面前DV	942 (27.1%)	1,118 (30.4%)	1,211 (30.1%)	1,352 (29.9%)

※厚生労働省 福祉行政報告例を基にこども家庭課作成

（9） 関係機関との連携

関係機関が連携した支援の推進を図るため、平成13（2001）年度には全県域を対象とした関係機関連絡会議を、また、平成14（2002）年度には各こども家庭センターの圏域ごとに関係機関連絡会議を発足させ、DV被害者の支援や保護に関する情報交換及び事例検討等を行い、関係機関の連携に努めています。

また、市町を中心とした関係機関のネットワークを構築するため、要保護児童対策地域協議会※（以下、「要対協」という。）と連携したDV防止ネットワークの設置の促進に取り組んでおり、令和2（2020）年4月現在で設置市町数は21市町となっています。

6 特に注力していく施策の方向等

これまで見てきたとおり、DV防止法の改正やDVと密接に関係した児童虐待の増加などにより、DVと虐待双方の予防や早期発見・対応につなげるためにも、児童虐待とDVの双方を視野に入れ、一つの家庭として包括的に支援する取組が求められています。

また、近年、インターネットやSNS等の普及により、これらを利用した被害に巻き込まれるリスクが高まっており、10代初めから交際経験がある若者もいることから、DVを根絶するためには、より若年層から、DVに関する正しい知識や暴力によらないコミュニケーションをとるための教育・啓発など、未然防止の取組が必要です。

DV被害者は社会的に孤立している場合が多いとの調査結果もあり、身近なところで相談や支援につなげることができる地域づくりや市町の支援体制の強化が求められています。

また、DV被害者のDVによる心身のダメージは大きく、その子供への影響も深刻なことから、保護や自立支援にあたっては、被害者や子供に対する適切なアセスメントと対応が必要です。さらに、被害者が保護されるだけでなく、被害者の意向を尊重した上で、被害者支援のための加害者対応にも取り組む必要があります。

これらの課題を踏まえ、次の項目について、特に注力して取組を進めることとします。

(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保

DVと児童虐待は密接な関係にあることから、DVと虐待の連鎖を防ぐためにも、DVと児童虐待双方を視野に入れ、家族として包括的に支援する体制を確保し、「ひろしま子供の未来応援プラン」と一体となって、DVと虐待双方の予防や早期発見・対応につなげる仕組みを充実させることが必要です。

(2) 若年層からの教育・啓発の充実

10代初めから暴力被害経験がある子供がおり、暴力によらない問題解決の意識を浸透させ、子供達を暴力の加害者にも被害者にもさせないためには、より若年層からDV防止のための教育・啓発を行うことが必要です。

(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談

DVを受けたことがある人のうち、相談しなかった人が依然として約6割おり、DVの早期発見、早期対応に向けて、市町のネウボラ[※]や民間支援団体など身近な機関と連携した取組が必要です。

また、一時保護に至らない相談も多いことから、こども家庭センターと市町がリスクに応じて適切に役割分担と連携を行うことにより相談支援機能の充実に取り組むことが必要です。

(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

DV被害者は、DVによる心身のダメージの回復等が不十分なまま、支援が途切れていることが多い状況です。また、DVは被害者だけでなく、子供にも深刻な影響を及ぼし、そのダメージは中・長期にわたるといふ研究結果もあり、親子の心理的ケアの充実と継続的な見守りが必要です。

7 将来にわたって目指す社会像

(1) 目指す社会像

**県民に暴力を認めない意識が浸透し、
誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、
心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現**

(趣旨)

県民一人ひとりに、あらゆる暴力を許さず、暴力によらないで問題解決を図るといふ意識が浸透しており、暴力の**未然防止**が図られている。

また、配偶者や交際相手からの暴力に対し、被害者と被害者に関わる人が、安心して**相談**でき、**早期発見・早期対応**が行われている。

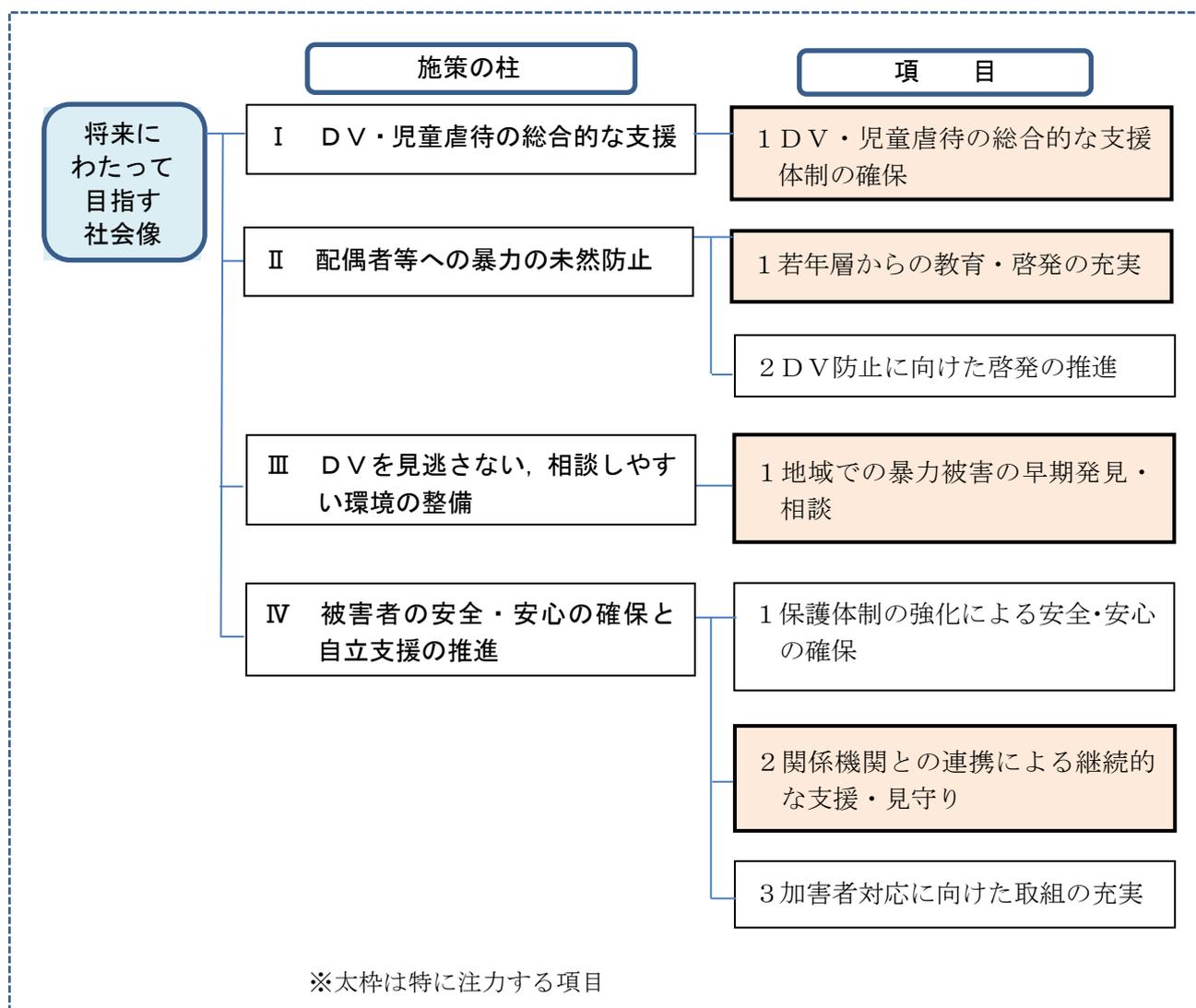
そして、**被害者やその子供**が、**安全の確保や自立**に向け適切な支援を受けることができている。

こうした支援等により、個人の尊厳が守られ、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指す。

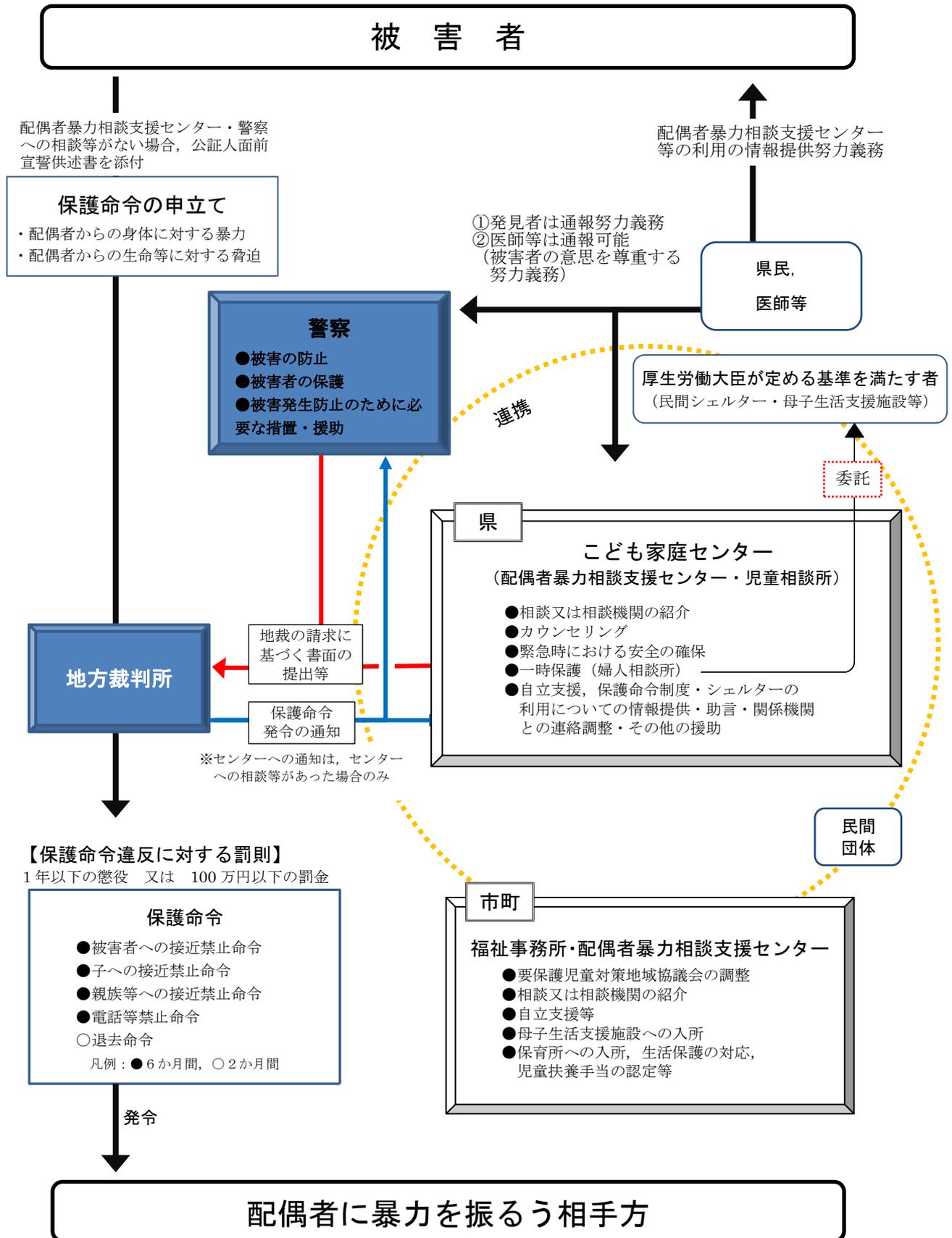
(2) 施策体系

目指す社会像を実現するため、「Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援」、「Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止」、「Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備」、「Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進」の4つの施策の柱を設定します。

そして、目指す将来像を県民の皆様に理解して共有してもらえるよう、施策の柱ごとに、計画期間である5年後の「目指す姿」と10年後の「目指す姿」を具体的に示し、成果指標を把握することにより、「目指す姿」にどれだけ近づいているのか評価などを行いながら、毎年度の施策を体系的に進めていきます。



8 DV防止法のフローチャート



施策の柱Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援

《5年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合している特色を生かし、DV対応部門と児童虐待対応部門が連携して対応しています。更に、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントの方法を確立するとともに、組織体制を整え、被害者や子供へ適切な支援を行う仕組みができています。
- 全ての市町に配偶者暴力相談支援センターが設置され、子ども家庭総合支援拠点*と、同一組織で一体的に運営（又は密接に連携）されており、DVと児童虐待に対して総合的に支援する仕組みができています。

《10年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合している特色を生かし、DV対応部門と児童虐待対応部門が連携して対応しています。更に、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントを踏まえ、被害者や子供へ適切な支援が行われています。
- 全ての市町で、配偶者暴力相談支援センターと子ども家庭総合支援拠点が同一組織で一体的に運営（又は密接に連携）されており、DVと児童虐待の情報を共有したうえで、関係機関と連携、協力し、被害者、子供双方に必要な支援を行っています。

1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保

現 状

- 広島県では、平成17(2005)年からこども家庭センターを設置し、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合しており、県内3か所のこども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけています。
- 西部こども家庭センター(婦人相談所)における女性の一時保護の状況は、7割程度の方が20歳代、30歳代であり、子供同伴で一時保護される人が6割以上を占めています。また、その子供のうち6割以上が乳幼児です。(P.12参照)
- こども家庭センター(児童相談所)における児童虐待相談対応件数のうち心理的虐待となる面前DVが約3割あります。(P.15参照)
- 配偶者暴力相談支援センターを設置している市町は、2市町にとどまっています。
- 要対協と連携したDV防止ネットワークが21市町で構築されています。

課 題

- こども家庭センターでは、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合していますが、支援方法の違いなどから、情報共有、連携が十分とはいえません。また、DV対応における統一的なアセスメントの方法が確立されておらず、DVと児童虐待を総合的にアセスメントする仕組みもできていません。
- こども家庭センターにおけるDV相談対応では女性の保護(DV被害者の避難)に比重が偏っており、子供を含めた家族全体を支援するという視点が弱い面があります。
- 市町によっては、DV対応部門と児童虐待対応部門が別組織である場合があることなどから、DV対応部門と児童虐待対応部門との連携や、要対協との関わり方の程度に差があります。

取組の方向

- こども家庭センターにおけるDV対応部門と児童虐待対応部門の連携を強化するため、組織体制や支援方法等の見直し、研修の充実等を図り、家族の総合的な支援に取り組みます。
- DV対応における統一的なアセスメントの方法を確立するとともに、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントの方法を確立し、児童虐待が発生した家庭やDV被害者に子供がいる事案に対して活用し、被害者だけでなく子供を含めたより適切な支援を図ります。
- 各市町のDV対応部門(配偶者暴力相談支援センター)と子ども家庭総合支援拠点の一体的運営(又は密接な連携)を促進します。

- 市町において、配偶者暴力相談支援センターが要対協に参画することにより、児童虐待が発生した家庭やDV被害者に子供がいる事案について、地域の児童虐待とDV双方の関係者が情報共有のうえ、役割分担と連携を図り、家族を総合的に支援します。
- DV対応と児童虐待対応を担当するそれぞれの職員が、お互いの役割や、DVと児童虐待の特性や関係性等の理解を深めるための研修の充実を図ります。

成果指標	現状（R2）	目標（R7）
DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	65.1%	100%

施策の柱Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止

《5年後の目指す姿》

- 子供の成長段階に応じたDVの予防教育が行われ、自己の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやり行動できる若者の育成が図られています。
- 世代、地域を問わず広く県民にDVに対する正しい知識の啓発が進み、あらゆる暴力を認めない、許さないという社会的風潮が浸透しつつあります。

《10年後の目指す姿》

- 子供の成長段階に応じたDVの予防教育が広く行われ、自己の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやり行動できる若者が増え、新たな加害者、被害者を生むことの抑制につながっています。
- 世代、地域を問わず広く県民にDVに対する正しい知識が普及し、あらゆる暴力を認めない、許さないという社会的風潮が醸成されています。

1 若年層からの教育・啓発の充実

現 状

- 学校を通じて、高校生等を対象に啓発グッズを配布するなど、デートDVの理解と相談先の周知を図っています。
- 民間団体が行ったデートDVに関する実態調査では、10代初めのうちから交際相手からの暴力被害経験がある子供がいることが報告されています。(P.10 参照)
- 県が高校生等を対象に実施している意識調査では、年々暴力に対する認識率は向上していますが、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力と比べて、精神的暴力の認識率が低い傾向があります。(P.11 参照)
- デートDVに関する予防講座の実施校では、未実施校よりも暴力に対する認識率が高く、特に精神的暴力の認識率は未実施校と比べ大幅に高くなっています。(P.11 参照)
- DV予防教育は、義務教育に位置づけられておらず、自治体により取組に差があります。

課 題

- デートDVに関する予防講座を実施できる人材が不足しています。
- 精神的暴力もDVに該当することの認識が不十分です。
- より早期から、発達段階に応じたDV予防教育が必要と考えられますが、学校により取組に差があり、十分には実施できていません。
- 教育活動全体を通じて、人権教育が推進されていますが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身につけていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところです。

取組の方向

- 男女の役割分担に対する固定観念や偏見への教育をはじめ、実践的なデートDVの予防講座を実施できる人材を養成します。
- 教育委員会と連携し、中学校・高等学校等への講師派遣情報を周知することにより、デートDV予防講座の実施校の拡大を図ります。
- 人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、他者への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を発達段階に応じて育成する取組を推進します。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R7)
デートDVに関する精神的暴力の認識率 (高校生)	66.5%	75%以上

2 DV防止に向けた啓発の推進

現 状

- 配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあると答えた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が58.0%、「親族・友人・知人」に相談した人は41.5%となっています。（P. 7参照）
- 公的機関に相談しなかった理由として、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人が8.7%おり、「親族・友人・知人への相談、又は自分で解決できたから」との回答が31.1%あります。また、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「相談してもむだだと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」も3割程度の回答があります。（P. 8参照）
- DVを受けたことがある人のうち、「相談しなかった人」の属性を見ると、30～39歳が最も多く、次いで50～59歳、70歳以上と続いています。（P. 8参照）
- インターネットやSNSが急速に普及し、暴力的な内容の情報に接する機会が増えています。また、インターネット上で元配偶者等を誹謗中傷するような被害も発生しています。

課 題

- 男女の役割分担に対する固定的観念や偏見、DVに関する認識の低さ等により、相談することへの抵抗や不安があると考えられます。
- DVに関する相談窓口や相談方法、相談後の支援の流れなどが県民に十分周知されていません。
- 県民が、インターネットの危険性について理解し、セキュリティ意識が向上するような啓発活動が求められています。

取組の方向

- 各種の広報媒体の活用により、幅広い世代、地域に対し広報・啓発活動を展開し、DVに関する正しい知識の普及を図ります。
- 各市町の配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、DV相談窓口を明確化して、県民に身近な相談窓口の周知を図ります。
- DV相談をした場合の支援の流れや選択肢などを具体的にイメージできる分かりやすい啓発資材の作成や、対象に応じた情報発信の方法の工夫などにより、被害者等からの相談促進に取り組みます。
- インターネット上での被害を防ぐための広報啓発活動を推進します。

成 果 指 標	現 状（R2）	目 標（R7）
DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、相談しなかった人の割合 ※	58.0%	30.0%以下 (R5)
配偶者暴力相談支援センターを設置している市町数	2市町	全市町

※3年に1度実施する県政世論調査で把握する。

施策の柱Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備

《5年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは、DV相談に対応する専門性の高い人材を育成し、市町への助言・指導ができる体制が整い、市町では、配偶者暴力相談支援センターが全市町に設置され、多くの県民が身近なDV相談機関を把握し、相談することへの不安や抵抗が少なくなっています。
- 地域共生社会への認識が高まり、地域で住民や関係者がその家庭の小さな異変や課題に気づいた時には、本人に相談を促したり、配偶者暴力相談支援センター等につながるなど、適切に関与し、行動をとることができる人が増えています。

《10年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは、DV相談に対応する専門性の高い人材を育成し、市町への助言・指導ができる体制が整い、市町では、配偶者暴力相談支援センターが全市町に設置され、県民一人ひとりが身近なDV相談機関を把握し、相談することへの不安や抵抗がなくなっています。
- 地域共生社会の理念が広く浸透し、地域で住民や関係者がその家庭の小さな異変や課題に気づいた時には、本人に相談を促したり、配偶者暴力相談支援センター等につながるなど、適切に関与し、行動をとることができています。

1 地域での暴力被害の早期発見・相談

現 状

- DV相談について、県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移は横ばいですが、市町の相談件数は増加しています。(P. 2 参照)
- DVの相談件数の増加が顕著な市町では、婦人相談員*を専任で設置し、相談窓口を明確化するなど、DV対策の強化を図っています。
- 市町においては、DV相談の内容が多様化、複雑化していることから、相談員が適切に支援することが困難な事案が生じています。
- 外国語相談に対しては、外国語リーフレットの作成や、必要に応じて通訳を確保して支援を行っています。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、地域において周囲の人がDVに気づき、支えることが難しい状況があります。

課 題

- DVに関する相談窓口や相談方法、相談後の支援の流れが県民に十分周知されていません。(再掲)
- 相談窓口を明確化した市町では、相談件数が増加しており、複雑・困難な相談への対応が求められています。
- 多くの市町では、職員が兼務でDV相談に対応しており、DVに関する研修を十分に受講できていないことなどにより、専門性の確保が難しい状況があります。
- 相談対応に当たり、アセスメントに基づいたこども家庭センターと市町の役割分担ができていません。
- DVは潜在化しやすいため、被害者からの相談を待つだけではなく、家庭に接する機会のある関係者等が、DVの兆候に気づき、相談につなげる取組が求められます。

取組の方向

- 各市町の配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、DV相談窓口を明確化して、県民に身近な相談窓口の周知を図ります。【再掲】
- DV対応と児童虐待対応を担当するそれぞれの職員が、お互いの役割や、DVと児童虐待の特性や関係性等の理解を深めるための研修の充実を図ります。【再掲】
- こども家庭センターのDV対応部門の更なる専門性の強化を図り、こども家庭センター職員による市町のDV対応部門への助言や支援を行います。
- こども家庭センターと市町でアセスメントの方法を共有し、事案の軽重に応じた役割分担を進めます。

- 民生委員*・児童委員*や地域支え合いコーディネーター*等，地域のつながりを維持，推進する関係者を中心に研修等を実施し，DVに関する認識を深め，声掛け等の行動をとることができる人を増やします。
- 医療機関等の関係機関によるDVの早期発見，相談窓口の紹介，配偶者暴力相談支援センター又は警察官への通報等が積極的に行われるよう，DVに関する正しい知識や相談窓口等の必要な情報の提供を図ります。
- こども家庭センターや市町が，エソール広島，性被害ワンストップセンターひろしま*及び人権相談にに応じている法務局等の関係機関との連携，協力を密にし，被害者が安心して総合的な支援を受けることができる環境を整えます。
- 電話，メール，チャット相談に応じる「DV相談^{プラス}」や全国共通短縮ダイヤル「DV相談ナビ」（#8008^{はれれば}）を周知します。

成果指標	現状（R2）	目標（R7）
DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち，どこに相談したらよいか分からなかった人の割合 ※	8.7%	0% (R5)

※3年に1度実施する県政世論調査で把握する。

施策の柱Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進

《5年後の目指す姿》

- 被害者や子供の状態（年齢、心身の状況等）に応じた保護ができるよう保護場所が増え、市町や警察等の関係機関、こども家庭センターの円滑な情報共有、連携のもと、安全確保が図られています。
- 被害者や子供が保護後、地域に戻り生活する場合には、関係機関で情報共有され、継続的に見守りや必要な支援が行われており、被害者や子供は、心身のダメージが徐々に回復しています。
- こども家庭センターや支援機関等が配偶者暴力に係る加害者プログラムへ適切になぐことにより、プログラムへの参加者が増えつつあります。

《10年後の目指す姿》

- 被害者や子供の状態（年齢、心身の状況等）に応じた保護を行うための環境（保護場所）が整い、市町や警察等の関係機関、こども家庭センターの円滑な情報共有、連携と的確なリスクアセスメントのもと、安全確保が確実に図られています。
- 被害者や子供が保護後、地域に戻り生活する場合には、支援計画が関係機関で共有され、役割分担と連携のもと継続的に見守りや必要な支援が行われており、被害者や子供は、心身のダメージが徐々に回復し、将来に希望を持ち安心して生活できています。
- 配偶者暴力に係る加害者プログラムへ誘導する仕組みが整い、自らの意思でプログラムへ参加する人が増えています。

1 保護体制の強化による安全・安心の確保

現 状

- 県内のDV相談件数は増加していますが、西部子ども家庭センター（婦人相談所）の一時保護件数は減少傾向にあります。（P. 2, 12 参照）
- 一時保護所では、加害者の追跡等を防ぐため、保護する被害者に対し、通信等について一定の制限を求めることなどから、入所を敬遠する被害者もいます。
- 暴力から一時的に逃れるための適切な施設（避難場所）を確保している市町は、4市町に限られています。
- 子ども家庭センターでは、DVにより一時保護された親子に対して、外部委託による心理カウンセリングを週に1回実施しています。
- 警察における相談等件数は、高止まりし、近年では、2,000件前後で推移しています。（P. 5 参照）
- 保護命令に係る裁判所から警察への通知件数は減少傾向にあります。（P. 13 参照）

課 題

- 西部子ども家庭センター（婦人相談所）の一時保護所では、入所中の行動の自由度が低いこともあり、事案によっては、被害者の身近な地域で、暴力から一時的に逃れるための適切な施設（避難場所）が求められています。
- 高齢者や障害者など、特別な支援が必要な被害者を適切に保護できる環境が必要です。
- 一時保護期間中の被害者、子供へのカウンセリングや解除後の支援に向けたアセスメントが、十分とはいえません。
- 保護命令制度の被害者への周知が十分ではありません。

取組の方向

- 市町、警察等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な一時保護や同行支援を行います。
- 市町による民間シェルター等を活用した一時的な避難場所の確保を推進します。
- 高齢者や障害者など、特別な支援が必要な被害者を適切に保護できる施設（避難場所）を確保し、市町の高齢者や障害者対応部門や関係機関と連携のうえ、適切な保護を図ります。
- 一時保護期間中に被害者や子供の心身の状況等を丁寧に把握し、カウンセリングや心理判定等を実施し、適切なアセスメントのもと、保護解除後の支援に向けた支援計画を作成します。
- 被害者が安心して保護命令制度を利用できるよう、市町等の相談窓口へ周知を図るとともに、保護命令が発令された場合、被害者や子供の安全確保ができるよう、警察等と連携して適切な対応を行います。

成 果 指 標	現 状（R2）	目 標（R7）
DV被害者が躊躇なく安心して一時的に避難できる場所を確保している市町数	4市町	全市町

2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

現 状

- 一時保護解除後に、施設等に入らず、帰宅、帰郷等で地域に戻る人が半数以上に上っています。また、一時保護解除後に1割程度の方は、同じ年度中に再び一時保護を受けています。(P.14 参照)
- 就業希望者のうち就業者の割合は、6割弱程度です。
- DV被害によって引き起こされた生活上の変化として、「自分に自信がなくなった」「夜、眠れなくなった」「心身に不調をきたした」といった回答が上位を占めています。(P.15 参照)
- DVによる心身のダメージは、被害者の自立を阻害する要因となるとともに、養育能力の低下、経済的困窮など子供にも影響が及んでいます。
- 公営住宅については、県営住宅及び15市町の市町営住宅において、被害者の優先入居による優遇措置を設けています。

課 題

- 一時保護解除後に地域に戻った被害者や子供を見守り、継続的に支援する取組が十分できていません。
- DVによる心身のダメージに対し、被害者、子供へ十分なケアの機会が提供されていません。

取組の方向

- 保護を解除する場合、こども家庭センターにおいて、被害者や子供の支援計画を作成し、市町の配偶者暴力相談支援センターと共有のうえ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間支援団体等の協力を得ながら、自立に向けて継続的に支援する仕組みを整えます。
- 学校においては、被害者の子供に対する心のケアの実施について、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*を活用するなどの支援を行います。
- こども家庭センターや児童家庭支援センター*などにおいて、オンラインの継続相談・支援にも応じられるような体制を整えます。
- DV被害者が、広島県あんしん賃貸支援事業*を活用できるよう情報を提供します。
- 母子家庭等就業・自立支援センター*や市町において、ひとり親家庭の経済基盤の安定につながる養育費の確保や就労の支援、各種貸付制度や生活困窮者自立支援制度*、生活保護制度*等をDV被害者が活用できるよう、助言や支援に取り組みます。
- ハローワーク*、ひろしましごと館*等の就職支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、就職に関する相談や職業訓練制度などの情報を提供します。

成 果 指 標	現状 (R2)	目標 (R7)
一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	0%	100%

3 加害者対応に向けた取組の充実

現 状

- 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年6月26日法律第46号)において、政府は令和4(2022)年を目途に、加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとなっています。
- 国においては、加害者プログラムの内容や実施方法、効果等に係る調査研究を進めており、広島県は、民間団体と協力して、令和2(2020)年度から内閣府の加害者プログラムの試行実施に参加しています。

課 題

- 保護解除後に地域に戻る被害者が半数以上おり、加害者との同居を続ける事案も多く、被害者を加害者から避難させ、分離するだけの対策には限界があります。
- 被害者が避難したとしても、加害者が自ら暴力的・支配的な行動パターンに気付き、行動を改めなければ、次のパートナーに対して暴力を再現し、新たな被害者を生み出すことになる懸念があり、被害者支援の一環としての加害者対応への取組が必要です。
- 加害者の多くは暴力に対する自覚が乏しく、加害者プログラムへの参加の動機付けが難しい状況がありますが、加害者プログラムの受講を義務付ける仕組み(法的枠組)がありません。
- 加害者プログラムを実施できる機関や人材が限られています。

取組の方向

- 国の調査研究に基づく検証・検討結果を踏まえ、被害者の意向を尊重しながら、こども家庭センターや警察等の関係機関が加害者を加害者プログラムへ適切につなぐことができる仕組みを整えます。
- 加害者プログラムの認知度を高めるとともに、加害者プログラムを実施できる人材を育成したり、児童虐待の保護者支援と同時に加害者プログラムを実施するなど、県内で加害者プログラムが受講できる機会の充実を図ります。

成 果 指 標	現 状 (R 2)	目 標 (R 7)
DVと児童虐待が同時に起こっている家庭の加害親のうち、プログラムを受講した人の割合(こども家庭センター把握分)	令和3年度中に把握	現状値を把握後に設定